

再審裁判請求2周年

「棄却」決定に抗議し、即時抗告を 支援して7月2日(土)に横浜で集会

既報のとおり、去る三月三十一日、横浜地裁第二刑事部は横浜事件再審請求に対し、「棄却」の決定を下しました。原告側に一度も事情聴取をせずに、予断と偏見にみちた門前払いという極めて不当な決定です。原告団は東京高裁へ即時抗告し、舞台は東京高裁へ移りました。

ともいべき横浜ではじめての決起集会を開催しようと計画しました。きたる七月二日(土)午後二時から、横浜市社会福祉センター(桜木町駅前)で行ないます。集会の名称は「再審裁判・提訴二周年——横浜事件が現代に問いかけるもの」です。

当日は、支援する会の呼びかけ人のひとり、塩田庄兵衛・東京都立大学名誉教授から「昭和の63年」をどうとらえるか」と題する講演、さらに横浜事件弁護団の一員である日下部長作・日本弁護士連合会副会長の「国家秘密法・拘禁二法と横浜事件」という講演があります。

木村亨さんから治安維持法の下における特高警察の非人道的な拷問の手法を拷問用具の紹介とともに証言していただきます。また、最近横浜で起こった冤罪事件である「山下事件」の被害者、山下章さんから、現代の警察権力による人権侵害の手法をその体験にもとづいて報告していただきます。

はじめての横浜での集会ですが、被害者の方々にとっては象徴的な土地であり、弁護団には横浜弁護士会から多数の方が加わっていただいていますので、ご協力を得ながら是非とも集会を成功させ、再審勝利への突破口にしたいものです。積極的な取り組みをお願いいたします。

横浜事件

再審裁判を 支援する会

No.6

1988.6.15

〔事務局〕

〒101
東京都千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402

☎03-291-8066

証言もなまなく、
ビデオ製作、撮影開始

会報第四号でお知らせしたように治安維持法下の言論弾圧の生きた証言をビデオテープにおさめようと、横浜事件のビデオづくりが映画関係者、弁護団、支援する会事務局の協力で始まりました。

再審申立人の方々のなかから、まず木村亨さん、川田定子さん、平館利雄さんの三人がそれぞれ三〇〜三五分の証言を行いました。残酷な拷問の様子を怒りにふるえて話される様子や、あるいは四〇数年の時間を跳びこえて特高刑事らへの感情を押し込めるごとく時に絶句される様子など、さすがに迫力のある画面になっています。

再審法廷での裁判所向けの利用はもちろん、多くの方々にビデオを見ていただき、なまの証言を直接受けとっていただくことは大変意義があるものと、ビデオの一日も早い完成が期待されます。

ビデオの利用についてのお尋ねは支援する会事務局までご一報下さい。

「棄却決定」を受けて思うこと

横浜事件・再審裁判申立て人 平 館 利 雄

昨日（五月十四日）また一閣僚が罷免された。彼は議会で公然と日中戦争は侵略戦争ではないと言った。

これには政界はもちろん、一般大衆からも直ちに批判の声がまさおこり、マスコミはこぞって彼の侵略戦争否定論を攻撃し、中国の新聞もいち早くこの問題を取上げ、名指しできびしく非難した。非難された当人は黙視することができず、数回に亘って弁解しているが、それは却って逆効果となり、彼の非侵略説はいよいよ本性をあらわすだけとなった。寝わざの上手な竹下総理もこれには全くお手あげで、ついに罷免という煮え湯をのませざるをえなかったのである。この時のマスコミの役割を高く評価したい。元来、竹下内閣は総理以下全閣僚が非侵略説の持ち主であり、竹下内閣組閣以下、ぼつぼつ小声で囁いており、マスコミはその都度、どんな小さな発言をも捉えて報道していた。今やそれが一閣僚によって公然と放言され、閣僚一同を代

弁したのであるから満足であろうが、中国はもちろん日本の国民大衆はいっせいに反発し、マスコミはここに本来の使命を確認して政府弾劾に筆をふるったのである。なんと戦前と違ふことか。

戦前戦中は少しでも進歩的なジャーナリストは執筆を禁止され、新聞報道は大本営報道部の厳重きわまる検閲下にあった。いや横浜事件はこの日本型絶対王制、ファシスト軍部の民意無視、虚偽の報道体制を完成するために利用された最後の事件である。昭和十八年四月連合艦隊司令長官山本五十六はアメリカ軍のいち早い暗号電報の解読によって搭乗機の軌跡が察知され、アメリカ空軍によって爆破炎上し、海中に没した。太平洋戦争の主役である海軍の首が切りとられたのである。敗戦の色は濃厚となり、それに比例して言論出版の検閲は厳重となり、敗戦は転進、戦死は玉碎と言語も魔術化され、国民はひたすら米英鬼畜を口に、「ほ

しがりません勝つまでは」と窮乏生活を余儀なくされた。マスコミは全く天皇制国家権力に組み伏せられ、その単なるメガホーンにされてしまった。横浜事件の関係者五十余名はすべて大なり小なりの反戦思想を持つていたようだが、一言も口に出さなかつた。いわんや日本共産党再建準備会結成などは夢のような話である。あの言語を絶し封建時代を思わせるような残忍酷薄な拷問の結果、虚偽の自白を余儀なくされたのである。

御承知のように、私共九名は森川弁護士以下約二十名の弁護士団の援助をえて、一昨年七月横浜地方裁判所に再審請求をした。本年三月、再審請求は棄却された。その理由は、アメリカ軍進駐のどさくさまぎれに警察訊問書、予審調書、一部を残して判決原本その他一切の関係書類を焼去し、原状を復元することが困難であるからというのだ。進駐軍のどさくさまぎれに証拠となるべき一切の書類を焼却した、とぬけぬけと傲慢

にも言っている。傲慢といえは傲慢だが、無邪気ともいえる。証拠物を焼却した、つまり権力が証拠湮滅を計ったのである。それは権力犯罪ではないか。その意識なく証拠品を焼却したと無邪気なことを言っている。なるほど、証拠品には保存期間があり、それを過ぎれば焼却してもよいという規則があるらしい。しかし重大事件は例外となっている。私共はそれがあくまでも権力犯罪であると追及していくつもりである。

も一つ、拷問である。これは特高刑事の職権濫用であるが、被告人がほとんど全部惨酷な拷問にあり、拷問死五名を出し、治安維持法史上最大の拷問事件である。だから戦後、出獄した時私共は直ちに拷問刑事を告訴し、上下審とも実刑の判決を下さしている。しかし、この例は益田直彦君の場合だけであった。私共は益田君の例を他の被告にも類推したのであるが、裁判所は採用しなかつた。その姿勢はまことに官僚的であり冷酷なものである。しかも「疑しきは被告に有利」という原則が再審法に取り入れられたのであるから、裁判所の思考様式は現行法にもとるとも考えられる。旧再審法は証拠の新規性と明白性とを強調していたた

横浜地裁の「棄却」決定の問題点

横浜事件再審
請求弁護士長

森川金寿

一、横浜事件再審棄却決定について

(一)去る三月三十一日の横浜地裁第二刑事部の「横浜事件」再審請求事件についての棄却決定は、「敗戦直後の米国軍の進駐が迫った混乱時に」、(イ)「いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことがうかがわれる」として、いまさら元看守や原判決当時の裁判官らを取調べても原判決の証拠内容の復元は不可能であり、(ロ)「原判決の認定の基礎となつた証拠資料の内容がわからない以上、旧証拠資料と新証拠資料を対照し又は総合検討して行なうべきいわゆる新証拠の明白性の判断はおよそ不可能」であり、(ハ)拷問の主張に就いては取調べ警察官三名に対する特別公務員暴行陵虐罪の有罪確定判決は益田直彦に対する関係で有罪と認定されただけであつて「他の請求人についてもあてはまるとは認められない」し、(ニ)「仮に拷問があつたとしてもその結果虚偽の自白がなされたこと

を確かめる手段がない」と。

(二)取調べ司法警察官らの有罪確定判決の存在による再審については、(イ)確定有罪判決は益田直彦事件関係についてのもので請求人事件に関するものではなく、(ロ)また旧刑法法では「被告事件二付職務二関スル罪ヲ犯シタル」者は判事検事に限られ司法警察官を含んでいないから失当であるとしている。

二、広島高等裁判所山本久雄、加藤新一再審請求事件決定との比較

本件原決定にくらべ、広島高等裁判所山本久雄再審請求事件(昭62・5・1決定『判例時報』一一三三三号)では、本件横浜事件とほぼ同様な事件記録の状態のもとで「確定判決の各証拠についてはその内容を直接知ることができず判決書に記載された証拠についてのみ……知り得るにすぎず、その他の証拠特に反対証拠の有無及びその内容は知る由もない」が、確定判決が記載している「各証

拠の要旨を検討し、これに一審及び上告審の各判決書の証拠説示をも参照して確定判決の証拠構造を推論することとする」として、可及的再審請求の内容にはいつて実質審理を尽くそうとしている(結果的には棄却されているが)。

更に同高裁加藤新一再審請求事件(昭51・9・18『判例時報』八二七号再審開始決定)では、原一・二・三審判決書以外一切の訴訟記録が保存期間満了により廃棄されている場合について詳細な判断を加え「ただし、単に記録がないということのみで、常に請求人に不利な結果になるといふのも相当でなく、本件のごとき原判決書三通のほか、他に記録のないような場合右記録以外の資料により、本来記録により明らかにしようようなことを補充立証できるかという点につき考えてみる必要がある」とし、「原確定記録によらなければ常に原判決の認定に関連する諸事実その他原訴訟及び捜査手続き等の

め、ほとんど再審が認められず、「開かずの門」とまでいわれていたのであるが、「白鳥裁判」以来、新らしい証拠でなくとも、全証拠を総合的に判断し、「疑わしきものは被告の有利」となり、開かずの門が少し開き出している。私共に残された証拠や出版物を蒐集し、そこから再審開始への突破口を見出そうと努力している。支援の皆様、とりわけ弁護団の皆様にお願ひいたします。

関係事実につき、他の資料による立証を全く許さないということになると、もし偶々右記録の全部もしくは一部が焼失、盗難、紛失等の事情で無くなったような場合、これら全く請求人に関係のない偶然的事情によって記録のある場合に比し請求人に不当に不利な結果を招来する事態の発生も考えられ」として慎重な注意のうえで「特に記録のない場合に限り、かつ再審請求理由の判断に必要な限度では右立証を認めるべきものと解される」とした。

これらの両事例での裁判所の顕著な人権尊重の態度にくらべ横浜地裁決定のいわば「ないない尽し」の態度は、その間にあまりに大きな落差

があつてほとんど理解にくるしむほどである。いわんや横浜事件の方は米軍による原爆投下ともちがひ、当時の国家権力機関の手により故意に計画的に証拠湮滅のため「焼却処分されたことが窺われる」のであり（当時の裁判所自体がこの焼却処分に關与した事実すら窺われる）、同じ国家権力機関の一翼である、現裁判所が、全く第三者の立場に立つて（いわば「自分たちの仲間」のやったことを棚にあげて、焼却されてしまった事件記録の不存在しは復元不能を理由として再審請求を退けるということ）は極めて不当であり、いわば「裁判を受ける権利」の否定になりかねない重大な問題をふくんでいる。

請求人らがもつと早く再審請求をしたらという意見もあるかもしれないが、横浜事件では判決直後頃から事件記録は焼却処分されてしまったとみられるし、実際にも関係者のなかには比較的早い段階で請求しようとして弁護士に相談したが「判決がないとだめだ」と断わられた人びともある。

三、再審の必要性と可能性

ところで前掲広島高裁の両決定の
ような態度、方法によるとすれば、

この横浜事件ほど再審の必要性と可能性の明らかなケースは少ないのではないかと。治安維持法違反事件でその捜査取調べに關与した特高警察幹部が、しかも三人もが拷問の事実により「特別公務員暴行陵虐罪」で有罪確定判決があるというケースは恐らく他に例がないであろう。「決定」では、この判決は益田直彦氏關係限りのもので他の請求人らにはあてはまらないということをしきりに力説しているが、これら三幹部は多くの警官らを指揮した自らも直接拷問取調べを行なっているものであり、（松下被告の川田夫人に対するサジスチックな行為は当時内部でも評判であったという。その他松下警部、柄沢、森川両警部補による拷問をうったえる請求人はほぼ全員にわたっている）これらの拷問と長期間の拘禁生活の結果「獄死」（世界経済調査会高橋義雄、中央公論社浅石晴世、中央公論社和田喜太郎、満鉄調査部西尾忠四郎——保釈直後死亡、その他田中政雄など）した者も少なくない。

今度の横浜地裁の決定のなかでは前記のように「仮に右拷問があつたとしてもその結果虚偽の自白がなされたことを確かめる手段がない」となると悠長なことをいっているが、請求人ら關係者、遺族にとつては「冗談じゃない、獄死者まででているじゃないか」と言いたいところであろう。

四、裁判官の教養と新聞の批判

横浜事件のような、治安維持法に象徴される時代の背景をもつ歴史的事件について審理判断しなければならぬ裁判官としては、戦前の時代的背景に關するある程度の歴史的教養を持つてることが期待される。例えば戦前日本の暴力支配機構として「憲兵」となつて悪名の高かつた「特高警察」の、いわゆる「思想犯」に対する悪逆無道ぶりについては裁判官といえども一般的教養として知つておらずである。そのことをわきにおいてしまつて、戦後の民主的警察に對すると同じ目でみることは、かえつて事実の真相を見誤ることはなろう。同じグループとして検挙投獄され同じ神奈川県警察部特別高等課の警官等によつて組織的に、松下警部、柄沢、森川両警部補ら幹部の指揮下でそれぞれ取調べられた請求人らが一斉に、しかも判決直後から一貫して詳細具体的にこれらの特高警官等からの拷問を訴えているのである。そして共同告訴の結果そのうち一人（益田氏）の傷跡が証拠とされ

て松下等三人が拷問のかどで起訴せられ有罪判決をうけ（一・二・三審とも有罪）確定したのである。このようにこれらの被疑者被告人らは全く別々に取調べられ起訴せられたものではない。「決定」では益田以外の告訴人の分は起訴されるに至らなかつたではないかといわんばかりであるが、拷問直後ならいざしらず数年後の告訴時まで傷跡が残つていなかった者もあり、たまたま益田氏のもの取上げられたにすぎない。起訴検事側でも一人分の証拠だけでたしものと思われる。

（この点残念ながら去る二月亡くなつた青山鋳治氏の右手指は取調べの時鉛筆をはさまれ締付けられたため曲がつたままであり、生前医師の診断を受けようとしていたやささきの死去であり返すがえすも残念である。木村亨氏の頭の脳の中にも殴打のときのかすかながら痕跡が残っている様であり調査中である。）

ところで横浜事件の地元「神奈川新聞」四月三日社説「退けられた横浜事件の再審」は司法に對する意見として『疑わしきは罰せず』の精神は、疑わしき判決は積極的に見直すことにも通ずるのではないかと。司法

もまた戦争責任を免れない。自らそれを問うことが、司法の信頼につながる、と考えたい」と適切な建言をしている。また戦後警察庁警備局などで勤務した松橋忠光警視監は「資料が紛失しているといっても終戦直後に（国家が）責任追及を恐れて焼却処分した資料もかなりあるはずで、国が紛失に関与している以上、国が責任を持ってえん罪を晴らす努力をしなければならぬのではないか」と決定を批判している（四月一日付東京新聞横浜版）。

五、最高裁白鳥決定に照らして

再審に一時期を劃した最高裁「白鳥決定」によれば「無罪を言渡すべき明らかな証拠とは、確定判決における事実認定につき合理的疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうが、その判断は新証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば確定判決のような事実認定に到達したかどうかという観点から、新証拠と他の全証拠とを総合評価してなすべきであり、その判断に際しては『疑わしきは被告人の利益に』との原則が適用され、再審開始のためには確定判決における事実認定につき

合理的な疑いを生ぜしめれば足りるものと解される」とされる。横浜事件の被告の審理中に松下ら取調べにあたった特高警察幹部の有罪確定判決が提出されたとするなら、たとえそれが益田被告だけに關する証拠によるものであったとしても当の被告の「拷問を受けた」との訴えとあいまって、「有罪の事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめるに足る」ことにならないであろうか。現行刑訴法の規定では「原判決の証拠となった書面を作成し若しくは供述をした：司法警察職員が被告事件について職務に關する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき」となっていて、「被告事件」を一連の關連事件と解すれば当然再審開始の理由となるわけであるが、この理は旧法のよりに「司法警察職員」の文字が条文上明示されていなくとも、少なくとも「確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、有罪の認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠」と言えないであろうか。

六、各原判決の復元について

請求人、弁護人らは今日まであらゆる手段方法により原判決その他訴訟記録の所在を追及してきた。一連

の「横浜事件」關係の判決の内今回の再審請求の直前になって木村亨及び森川金寿の再三の請求により横浜地方檢察庁の保存係の協力により、益田直彦、手島正毅に対する判決謄本が発見せられた。また再審請求後弁護人の請求により横浜刑務所より和田喜太郎に対する判決謄本が取寄せられた。さらに請求人らは法務大臣に対してその保管責任にあるものと思われる關係記録の開示を求め（昭和62・10・21付で「保管されていない」旨の回答）、さらに米国大統領に對しても占領当時の文書のなかでの横浜事件關係文書の有無について調査方協力をもとめた（國務省から協力し調査の便宜を図る旨の回答があった）。このように請求人らは全力を尽くして判決その他の資料を探求したが今日までのところ発見できない。しかし請求人らが有罪判決の言渡しを受けたことは事実でありその前に長期間にわたり警察留置場や拘置所に拘禁せられていたことも争いのない事実である。それらの判決等が国家権力によって故意に焼却処分せられたという請求人らの再審請求事件においては、本来原判決を復元すべき責任は裁判所にあるとすべきである。本件で請求人側では裁判所が

原判決を復元するさいの一助として種々の資料（予審終結決定、他の關係者に対する判決謄本その他）にもつき原判決を復元再構成して裁判所へ提出した。既述のように最高裁大法廷決定（昭26・7・18）は刑の執行につき「天災事変等により裁判所の原本滅失」した場合の処置として国家機関側で再構成出来る旨判示し、司法省刑事局長通牒（昭20・3・19）も同様な場合に裁判所側で判決の復元ができること、むしろ「裁判所当該事件ニ付再ビ審理判決ヲ為スベキモノトス」としている。刑の執行という国側の作用と再審請求という国民の人権保護の作用との間に軽重はないはずであり、むしろ横浜事件では、将来の再審など人権回復の道を塞いでしまうため国家権力側で「焼却処分」したとも解せられるのであるから、裁判所の責任はより重いといわなければならない。

（八八・四・八）
（*事務局の責任で原稿をごく一部短くさせていただきます。）

会員の声

事務局に寄せてくださったお言葉を紹介させていただきます。(一部省略など、文責＝事務局)

●私も微力をつくします

権力の横暴を許さず、その不正を追及することは現在とても大切なことだと思います。貴会の拡大と強化を心から期待し、微力をつくしたいと思えます。(渡辺 等 55歳)

●国秘法反対とあわせて

再審請求が成功することを祈っています。

今、国家秘密法案再上程の動きがありますが、皆さんのたたかいと共に、私達の活動と連帯の力で、阻止することが必要ですね。ご奮闘を祈ります。(藤井良平 65歳)

●一日も早い勝訴を

横浜弁護士会館に於て、横浜事件再審請求の方々、弁護士の方から初めて事件の内容とスパイ防止法の概要を、おききしてそれぞれの認識を新たに致しました。どうか関係者の方々の御努力で、一日も早く勝訴をかちとられ、年老いた御遺族にも、御生存中に喜びが得られます様願致します。(池田正男 59歳)

●共に頑張りましょう

同僚の緒方伸彦さんがおり、心強く思っています。いまならまだ正しく時間があります。お互いに頑張りましょう。(田浦 勉)

●現憲法下での復権を

ジャーナリスト会議の催しで、入会の呼びかけをもらいました。治安維持法そのものが、自由と民主主義を否定するものであり、国民を圧迫するもの、戦争体制への法的根幹であった、という立場から支援します。治維法は、今日の憲法で否定されています。治維法による「犯罪」は、デッチあげであろうとなかろうと現憲法下で否定、復権さるべきと思います。(久保田昌宏)

●静岡でも頑張ります

資料御送付ありがとうございます。静岡県内においても支援する会員をたくさん集めたいと思っています。頑張ってください。(大藏敏彦弁護士)

●私も支援します

「横浜事件」妻と妹の手記、一読させていただき感動いたしました。今も特高を追及されている人が居るということに感謝申し上げます。ならないでしょう。

私自身が戦争を知らなくても、特高のなんたるかを知った者として、

ご協力できることがありましたら、一生懸命に支援しなければならぬと思えました。(小木 宏)

●事件を本で知りました

突然ですが初めてお手紙します。

私は「横浜事件」の存在を今年になりようやく知りました。最初は青地晨氏の『同じことをみずみずしい感動で言い続けたい』を読んで、次に『横浜事件』妻と妹の手記』を読んで、文章のカタチが二冊共似ていて読み易く、共感するものがありました。

政治の右傾化についても不安を覚える今日、自分なりに(書店員をしている関係上)出版、活字に対しては思い入れが強いたので「横浜事件」のことは少しでも知った以上再審が一日でも早く実現されるよう、何とか力に(失礼)なれたらと思っております。(高野久美子)

●被害者の名誉回復を

岩波ブックレット「横浜事件」を読み、貴団体の活動を知りました。現在、国家秘密法の制定を企図する動きがある中で、横浜事件に象徴される治安維持法下の言論弾圧の実態を知り、関係する方々の名誉回復を図ることは、きわめて今日の意味を持つものと考えます。

微力ながら、支援の輪の中に入れて頂き、皆様と一緒に考え行動してゆきたいと存じまして、ここに貴団体への入会をお願い申し上げます。(天野あぐり)

* * *

▼事務局から

会報第六号をお届けします。

七月二日(土)の横浜での「再審裁判・提訴二周年」集会の取り組みと、ビデオ作りが裁判勝利のほずみになることを願って、会員の皆様にはひきつづき会員拡大、年会費更新にご協力をお願いします。

次号は横浜集会の報告集を予定しています。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」